

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年 2月27日

**【会社名】** ミナトエレクトロニクス株式会社

**【英訳名】** MINATO ELECTRONICS INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 若山 健彦

**【本店の所在の場所】** 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

**【電話番号】** 045(591)5611(代表)

**【事務連絡者氏名】** 管理部長兼社長室長 門井 豊

**【最寄りの連絡場所】** 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

**【電話番号】** 045(591)5611(代表)

**【事務連絡者氏名】** 管理部長兼社長室長 門井 豊

**【縦覧に供する場所】** 名称 株式会社東京証券取引所  
(所在地) 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

## 1 【提出理由】

当社は平成26年2月26日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社イーアイティー（以下「EIT」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社イーアイティー
本店の所在地	東京都文京区関口一丁目20番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 恒崎 賢仁
資本金の額	344百万円（平成26年2月24日現在）
純資産の額	244百万円（単体）（平成25年3月31日現在）
総資産の額	613百万円（単体）（平成25年3月31日現在）
事業の内容	情報処理システム開発及び技術者の派遣・ニューメディアに関するシステム開発及び販売他

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単体）

（単位：百万円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	1,282	1,079	1,103
営業利益	12	16	34
経常利益	2	11	35
当期純利益	0	10	35

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年9月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
恒崎賢仁	20.33
入交グループ本社株式会社	17.16
ナレッジキャピタル8号投資事業組合	11.37
田村成生	5.73
東園直樹	4.96

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社間にも、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社間にも、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社間にも、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 当該株式交換の目的

当社は、各種テストシステム、画質検査装置、デバイスプログラマ製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等（デバイス関連）や、タッチパネル製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等（タッチパネル関連）を主たる事業としております。デバイス関連製品は電機・電子業界の顧客が多く、同業界における主要顧客の業績不調の影響を受け、ここ数年収益力が低下してまいりました。

当社は、こうした状況を打開するため、最も大きな目的を「新たな収益源としての新規事業の開拓と育成」と設定し、「環境エレクトロニクス分野の新規事業」及び「既存事業の強化」に資するという観点で新規事業の検討を進めるなかで、平成25年6月、当社とEITのミーティングで協業関係を築くことができるのではないかといった話題がかわされました。

もともと当社は、光学式タッチパネルの開発・販売に、EITはカメラ方式タッチパネルに強みを持っており、それぞれ方式は違うものの特に大型タッチパネル市場においては競合関係にありました。しかしながら、当社の出資先（2.5%）であり、共同でタッチパネルの製品開発を行っている株式会社シロク（所在地：茨城県つくば市、代表取締役：小川保二）は、EITとの間において12年前から、より親密な業務提携関係にあったことから、当社とEITにおけるタッチパネル事業の統合による市場占有率の拡大という観点で協業関係を構築することができるものと考え、当社は、EITとの間で、経営の統合について検討を進めました。

EITは、情報処理システム関連事業においては100人規模のシステムエンジニアを抱え、金融、商社、情報・通信、鉄道系列の大手SI会社、大手パッケージベンダーを主要顧客としてシステム開発を行うなど収益力のある事業として展開しており、当該事業においては定常的な収益を安定的に計上しております。一方、タッチパネル事業では過去に電子黒板向け大型パネルが、台数ベースで市場の約4割に迫るシェアを記録したこともあるものの、今期（平成26年3月期）は大手顧客の業績不振や文教予算の減少等による電子黒板向け大型OEM製品の販売終息などにより、損益面では不本意な成績となっておりますが、来期（平成27年3月期）以降の計画では、新分野への展開を含め、ある程度の収益の改善が見込める案件が継続できる状況にあります。

このたび、当社がEITを本株式交換により完全子会社化することにより、「新たな収益源としての新規事業」として情報処理システム関連事業の着実な収益力を当社グループに取り込んだうえ、タッチパネル分野で当社がこれまで商材を持っていなかった100インチ以上の大型タッチパネル市場への参入が可能になり、その他のサイズでも様々な方式による品ぞろえが豊富になるなどの「既存事業の強化」が見込めるなど、当社とEITとがそれぞれの得意分野を活かして当社グループとして事業を進めることにより、収益力の高い企業グループになることが可能になるものと判断したことから、本株式交換を実施するものであります。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の日程

株式交換契約承認取締役会決議日（両社）	平成26年2月26日
株式交換契約締結（両社）	平成26年2月26日
株式交換契約承認株主総会決議日（EIT）	平成26年3月27日（予定）
株式交換実施予定日（効力発生日）	平成26年4月8日（予定）

（注1）本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに行う予定です。

（注2）今後、本株式交換手続きを進める中で、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等には、両社間で協議し合意の上、日程、手続き、または条件等を変更する場合があります。

本株式交換の方式

当社を完全親会社、EITを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換において、当社は、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、当社の株主総会決議を受けないで行い、また、EITは、平成26年3月27日開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けたうえで、平成26年4月8日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換においては、下記「(4) 本株式交換に係る割当ての算定根拠等」に示す方法で株式交換比率を算定し、下表の通り当社普通株式及び第2回新株予約権を交付することに決定しました。

会社名	ミナトエレクトロニクス株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社イーアイティー (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	当社普通株式190株 当社第2回新株予約権1個 (新株予約権の目的となる普通株式190株)	EIT普通株式1株
株式交換により発行する新株式および新株予約権の総数	普通株式：1,656,040株 第2回新株予約権：8,716個	

(注1) 本株式交換に係る割当ての比率

EITの普通株式1株に対して、当社の普通株式190株および第2回新株予約権1個を割当て交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式および新株予約権の数

当社は、本株式交換により、新たに発行する普通株式1,656,040株および第2回新株予約権8,716個(当該新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式190株)を割当て交付する予定です。なお、本株式交換により割当て交付する普通株式および第2回新株予約権の総数は、平成26年2月26日現在のEITの発行済株式総数(10,430株)から、本株式交換の効力が生ずる時点の直前時までに消却する予定の自己株式の数(1,714株)を控除した数に基づいて算出しております。また、平成26年2月26日現在において、当社は、EITの株式を保有しておらず、本株式交換の効力が生ずる時点の直前時までにEITの株式を取得する予定もありません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1,000株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。なお、当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、単元未満株式の買取制度(1,000株未満の株式の売却)( )をご利用いただくことが可能です。

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。なお、新株予約権については、同様の制度はございません。

本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

EITが発行している新株予約権については、本株式交換の効力発生日をもって、EITがその全てを新株予約権者から無償で取得し消却する予定です。なお、EITは、新株予約権付社債の発行を行っておりません。

本株式交換に伴う株式交換完全子会社の自己株式に関する取扱い

EITが保有する自己株式については、本株式交換の効力が生ずる時点の直前時までにEITの取締役会決議に基づき消却する予定です。

株式交換契約の内容

当社及びEITが平成26年2月26日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

# 株式交換契約書

ミナトエレクトロニクス株式会社（以下「甲」という。）と、株式会社イーアイティー（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換する（以下「本件株式交換」という。）。

## 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

### （1）甲：株式交換完全親会社

商号：ミナトエレクトロニクス株式会社

住所：神奈川県横浜市都筑区南山田町4 1 0 5 番地

### （2）乙：株式交換完全子会社

商号：株式会社イーアイティー

住所：東京都文京区関口一丁目2 0 番 1 0 号

## 第3条（本件株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換の効力が生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に、(i)190を乗じた数の甲の株式及び(ii)1を乗じた数の別紙記載の内容の甲の第2回新株予約権を交付する。

- 2 甲は、本件株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式190株の割合をもって割り当てる。
- 3 甲は、本件株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
- 4 甲が前三項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合、又は甲の新株予約権の個数に1個に満たない端数がある場合、会社法第2 3 4条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

## 第4条（新株予約権及び自己株式の消却）

乙は、自らが発行するすべての新株予約権を、株式交換承認総会（第6条第1項に定義する。以下同じ。）の日を効力発生日として無償にて取得した後、消却するものとし、そのために必要なすべての行為（株式交換承認総会後に開催される乙の取締役会におけるすべての自己新株予約権を消却する旨の決議を含む。）を行うものとする。

- 2 乙は、乙が本件株式交換が効力を生ずる時点の直前時において保有している自己株式のすべてを本件株式交換の効力が生ずる時点の直前時まで消却するものとし、そのために必要なすべての行為（株式交換承認総会後に開催される乙の取締役会における自己株式を消却する旨の決議を含む。）を行うものとする。

## 第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第3 9条の定めるところに従って、甲が定める。

## 第6条（株式交換承認総会）

乙は、本件株式交換につき承認を得るため、平成2 6年3月2 7日に株主総会（以下「株式交換承認総会」という。）を招集し、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項の決議を経るものとする。

- 2 乙は、株式交換承認総会において本件株式交換につき承認を経たときは、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。
- 3 甲は、会社法第7 9 6条第3項に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで株式交換をするものとする。

## 第7条（株式交換の効力発生日）

本件株式交換が効力を生ずる日（以下「株式交換効力発生日」という。）は、平成26年4月8日とする。但し、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

#### 第8条（善管注意義務）

乙は、本契約締結日以降、本契約に定める条項を除き、以下の各号に規定する行為を含む乙の財産状態及び将来の損益状況に大幅な変化をもたらすような行為を行わず（ただし、甲と乙とが事前に書面により合意するものについてはこの限りではない。）、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理、運営を行う。

営業上の取引条件の大幅な変更

従業員の大幅な賃金水準の変更又は重要な待遇の変更、大規模な解雇若しくは新規雇用

大規模な新規借入又は既存借入の繰上げ弁済（ただし甲乙間の債権債務を除く）

重要な事業の一部の譲渡、廃止若しくは新設、又は大規模な設備投資若しくは大規模な支出

商号、所在地、役員構成、組織、又は幹部職員の大幅な異動

増資、減資、株式の分割・併合、又は株主構成の変更等の資本政策

会社法上の組織再編又はそれに類する企業結合・買収売却等

#### 第9条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から株式交換効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議し合意の上、本件株式交換の条件若しくは本契約の内容を変更し、又は本契約を解除し、本件株式交換を中止することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条第1項に定める乙の株式交換承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第11条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

#### 第12条（誠実協議）

本契約の条項について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙は誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

#### 第13条（裁判管轄）

本契約に関連する一切の紛争は、横浜地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下、余白）

以上の合意を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ保持するものとする。

2014年2月26日

甲 ミナトエレクトロニクス株式会社  
代表取締役社長 若山健彦  
神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

乙 株式会社イーアイティー  
代表取締役社長 恒崎賢仁  
東京都文京区関口一丁目20番10号

(別紙)

## 第2回新株予約権の発行要項

### 1. 本新株予約権の名称

ミナトエレクトロニクス株式会社第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、本割当対象株主(本契約第3条第1項に定義する。)が所有する乙の株式の合計数に190を乗じた数の普通株式とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は190株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 甲が第4項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、甲は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1株当たりの払込価額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。当初の行使価額は、76円とする。但し、行使価額は、第4項の規定に従って調整されるものとする。

### 4. 行使価額の調整

(1) 甲は、甲が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により甲の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって甲の普通株式を新たに発行し、又は甲の保有する甲の普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他甲の普通株式の交付を請求できる権利の行使によって甲の普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により甲の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。



下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって甲の普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって甲の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、甲又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

甲の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって甲の普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他甲の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、甲の普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における甲の普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における甲の発行済普通株式の総数から、当該日において甲の保有する甲の普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において甲が有する甲の普通株式に割当てられる甲の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、甲は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他甲の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、甲は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

平成27年4月8日から平成30年4月7日までとする。

6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については甲の取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、甲の発行済株式総数が当該時点における甲の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、甲の普通株式の発行済種類株式総数が当該時点における甲の普通株式の発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 本新株予約権者は、その保有する本新株予約権の数に割当株式数を乗じて得られる数が甲の単元株式数以上である場合は、行使によって交付される株式の数が甲の単元株式数の整数倍となるように本新株予約権を行使しなければならないものとする。
- (3) 本新株予約権者は、以下に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
  - ア 本新株予約権者が甲又は甲の子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
  - イ 本新株予約権者が甲又は甲の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項3号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
  - ウ 本新株予約権者が甲又は甲の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
  - エ 本新株予約権者が甲又は甲の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
  - オ 本新株予約権者が甲又は甲の子会社の監査役である場合において、会社法第335条第1項で準用される同法第331条第1項3号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

9. 本新株予約権の取得

- (1) 甲が消滅会社となる合併についての合併契約、甲が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、甲が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または甲が完全子会社となる株式移転計画が、甲株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、甲の取締役会決議がなされたとき）は、甲は、甲の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を1個あたり3,737円の価額で取得することができる。
- (2) 甲が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが甲の株主総会で承認されたときは、甲は、甲の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を1個あたり3,737円の価額で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が、第8項第(3)号の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、甲は、甲取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

10. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第5項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第12項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第13項に定める払込取扱場所における甲が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第12項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

11. 新株予約権証券の不発行

甲は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

12. 行使請求受付場所

ミナトエレクトロニクス株式会社 管理部

13. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店

14. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎・経緯

当社は、本株式交換に際して交付される当社の株式および新株予約権の数の算定にあたって公正性・妥当性を担保するため、当社およびEITから独立した第三者機関である株式会社信誠法務会計（以下、「信誠法務会計」といいます。）に対して、EITの株式価値の算定を依頼しました。

信誠法務会計は、EITは非上場会社であることから、その株式価値の算定において、修正簿価純資産法およびディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用しました。

修正簿価純資産法においては、信誠法務会計は平成26年1月末のEITの帳簿上の純資産を基礎として貸借対照表項目を個別に評価し、棚卸資産、特許権、子会社株式等の資産の評価を減じ、未払金を追加計上するなどして、修正後の純資産額を算定しました。

DCF法においては、EITが作成した平成26年から平成28年の3年間の利益計画に基づき3つのシナリオを設定して算出した5年間の将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。具体的には、想定受注量を3種類に分けたシナリオ「好転」、「堅実」、「現状維持」を設定し、見積フリーキャッシュフローの算定期間5年、法人税等の実効税率見込を40%、加重平均資本コストを3.1%として、以下のとおり事業評価額を算出しました。なお、DCF法の算定の基礎とした利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

（DCF法によるシナリオの算出結果）

シナリオ名	事業評価額	採否
好転	382,112千円	不採用
堅実	140,921千円	採用
現状維持	30,947千円	採用

上記3シナリオのうち、シナリオ「好転」が単独で達成される可能性は、過去及び直近の業績から判定して現実的でないことから、事業評価額の範囲から除外した。

各評価方法によるEITの企業価値の算定結果は、下表のとおりです。

修正簿価純資産法	77,425千円
DCF法	30,947千円～140,921千円

信誠法務会計は、EITの株式価値の算定に際しては、EITから入手した資料並びにEITの役員および従業員からのインタビューにより把握した事項を基にしており、当該資料および把握した事項について、変更がある場合や虚偽又は誤謬がある場合には、評価結果が影響を受け、変更される可能性があるとしています。この他に、信誠法務会計は、EITから入手する基礎資料には、不確実性の高い将来予測も含まれており、その妥当性について一定の分析・検討は行っているが、会社が将来予測を適切に行っているかについての評価、判断の適否には限界があるとしています。

信誠法務会計は、EITが、少資産ながらキャッシュフローを生み出す情報処理システム関連事業と、在庫を抱える必要のあるタッチパネル事業を有する企業特性を考慮し、収益部門を主に評価するDCF法と、在庫等の資産価値を主に評価する修正簿価純資産法のそれぞれの特徴を組み合わせ、EITの価値算定をより精緻化できるように、以下のとおり、総合的評価額を算定しました。

(株式価値の総合的評価)

	評価額 A	評価額 B	評価額 C
堅実受注確保	133,308千円	187,506千円	134,581千円
確保 / 継続 五分五分	116,812千円	171,010千円	118,085千円
現況継続	100,316千円	154,514千円	101,589千円

評価額 A : 「DCF法によるシナリオの算出結果」の各シナリオの評価額に、期待値を掛け合わせて合計した額。期待値は以下の通り :

	好転	堅実	現状維持
堅実受注確保	10%	60%	30%
確保 / 継続 五分五分	10%	45%	45%
現況継続	10%	30%	60%

評価額 B : 修正簿価純資産法評価額に非上場ディスカウント率 (0.7) を乗じた額に、評価額 A を加えた額  
 評価額 C : 評価額 A に、非事業用資産と有利子負債の差額 (1,273千円) を加えた額

上表の評価額 B および評価額 C の 6 つの値が最終評価額候補となります。信誠法務会計は、これら 6 つの平均値を算出し、平均値に最も近い 2 つの値を評価額の上下限といたしました。以上により、EITの株式価値の評価額の範囲を134,581千円 ~ 154,514千円としました。

当社は、信誠法務会計によるEITの株式価値の算定結果を参考に、EITの企業価値を140,000千円 ~ 150,000千円と評価した上で、EITの経営陣および主要株主との間で、当初は当社の株式のみを本株式交換の対価とすることを前提に協議を行いました。しかし、EITの株式価値について速やかに合意に至らなかったため、当社は、EITの株式価値は当社の上記の評価に基づくこととする一方、当社の株式に加えて、第 2 回新株予約権を交付するという内容を提案したところ、両当事者は、その後の協議を経て、本株式交換による割当の内容を上記のとおり決定いたしました。この合意した割当の内容によると、EITの株主は、本株式交換後、当社とEITとの統合によるシナジーの発揮に伴い当社の業績が実際に向上した場合には、新株予約権を行使することで既存株主同様に株式価値向上による利益を得ることができ、他方、当社も当社株式のみを対価とする場合に比べて株式交換時における当社株式の発行数を抑制して株式交換を行うことが可能となります。その他、当社にとっては新株予約権が行使されることによって新株予約権者から資金が払い込まれ、財務基盤の充実につながります。

なお、かかる協議に際して、当社およびEITの経営陣および主要株主は、当社の株式価値について、決議日の前営業日の当社株の終値73円を基準にしつつも、この 1 か月間の価格変動が大きいことから、当社株式の長期の株価変動を考慮に入れるため、東京証券取引所における 6 か月間の終値平均66円と、決議日の直前営業日の終値73円の間地点69円としました。

また、当社は、信誠法務会計に対し、第 2 回新株予約権の価値算定を依頼しました。具体的には、本件にかかる当社株式価値とした69円の10%高となる76円を権利行使価格とし、行使期間 (発行日翌日より 1 年後から 3 年間)、ボラティリティ (51.6% : 平成23年 8 月20日から平成26年 2 月19日までの2.5年間の株価から算出)、リスクフリーレート0.097%、配当率 0%を前提に、ブラックショールズ・モデルにより算定したところ、1 個当たり約 3,737円 (1 株当たり約19.67円) と算出されたため、この価額を参考としました。

以上の結果、本株式交換において当社が発行する普通株式は1,656,040株 (その価値の総額は、1株69円を基準にすると114,266,760円。本日現在の発行済株式総数(20,455,152株)に対する割合は、8.10%。)、同じく第 2 回新株予約権は8,716個 (その目的となる株式数は1,656,040株。その価値の総額は、32,575,065円。新株予約権が行使された場合における本日現在の発行済株式総数(20,455,152株)に対する割合は、8.10%。)となります。

算定の基礎となる諸条件について重大な変動が生じた場合、両社協議の上、本株式交換の条件を変更することがあります。

#### 算定機関との関係

当社の依頼した第三者機関である信誠法務会計は、当社およびEITから独立した算定機関であり、当社およびEITの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係もございません。

- (5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業の内容

商号	ミナトエレクトロニクス株式会社
本店の所在地	神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地
代表者の氏名	代表取締役社長 若山 健彦
資本金の額	1,440百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません
総資産の額	現時点では確定しておりません
事業の内容	電子機器、電気測定装置の製造販売 ・ コンピュータシステムのソフトウェア開発販売 ・ その他付帯業務

以上